

盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業 令和8年度公募型プロポーザル仕様書

1 事業の目的

盛岡市（以下「市」という。）は、令和4（2022）年に作成した「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン2050～」の達成に向けた取組のひとつとして、電気自動車の普及を促進するため、市が所有する施設（以下「公共施設」という。）に電気自動車用の充電設備を導入し、電気自動車の利用環境を整備することを目的とする。

2 事業の名称

盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

3 事業概要

本事業は、電気自動車を利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の整備について、公共施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたってEV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 市は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、地方自治法第238条の4第2項第4号及び盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第188条の3の規定に基づく行政財産の貸付によるものとする。貸付料等については、公有財産貸付料算定に係る固定資産税近傍評価額を算出の基礎とし、設置する場所及び区画数等が定まり次第、市が算出し、決定する。
- (2) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適應した内容で提案するものとする。
- (3) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については事業者が決定するものとする。
- (4) 事業者は、EV充電設備等の維持管理及び運営により生じた電気料金を負担するものとする。

4 EV充電設備等設置予定施設

EV充電設備等を設置する予定施設は、別紙のとおりである。なお、実際の設置場所及び設置基数、仕様については事業者が決定後、市と事業者との協議のうえ決定するものとする。

5 本事業の実施期間及び事業終了後

(1) 利用開始時期

EV充電設備等の利用を開始する時期は、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して10年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

(3) 事業終了後

事業終了前の18カ月前までに、市と事業者で終了後の事業方針（継続・更新・終了）を協

議する。その際、事業者の申し出により事業を終了する場合は、事業者の全額負担によりE V充電設備等を完全撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

6 本事業に関する条件等

本プロポーザルに参加する者は、以下の条件を踏まえて、本事業の提案を行うこと。

- (1) E V充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、E V充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) E V充電設備等が事業期間中に故障し、修繕ができない場合には、事業者が無償で交換するものとする。
- (3) E V充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) E V充電設備等の整備にあたっては、事業者は事前に充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (5) 充電設備に係る電力については、事業者が新規に電線引込工事を行い、小売電気事業者と電力供給契約を締結することで、直接調達すること。
- (6) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- (7) E V充電設備等の問い合わせや故障、苦情等の対処については、事業者が利用者と直接行うこと。そのための迅速な対応が可能な運営体制をとること。また、対応結果については市と共有すること、共有頻度や共有方法は市と協議し決定する。
- (8) E V充電設備等の設置により市の施設に損害を与えた場合や、その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合、事業者はその損害を賠償する義務を負う。事故の責任の所在が不明確な場合は、費用負担について市と事業者で協議する。
- (9) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (10) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (11) 利用者の個人情報は法令に基づき適正に管理し、適切な情報セキュリティ対策をとるものとする。
- (12) E V充電設備等の整備及び運用にあたっては、別に市と契約を締結するものとする
- (13) その他、記載のない事項については、市と事業者が協議の上で決定する。